

改 正 案	現 行
（文書の保存） 第八十六条の二十九 法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付した場合における次の各号に掲げる文書（法第百三条の二第四項の規定により法第百三条第一項から第四項までの規定によりした処分とみなされるものに係る文書を含む。）の保存期間は、法第七十六条第二項又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収（次項及び第八十八条の十七において単に「撤収」という。）の日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算して十年が経過するまでの間とする。 一五（略） 2（略） （準用） 第八十六条の三十 第八十六条の六から第八十六条の八まで、第八十六条の九第一項、第八十六条の十三から第八十六条の十五まで、第八十六条の十七から第八十六条の十九まで、第八十六条の二十一から第八十六条の二十三まで及び第八十六条の二十六から第八十六条の二十九までの規定は、法第百三条の第二項又は第二項の規定により土地を使用し、又は立木等を移転し、若しくは処分する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ	（文書の保存） 第八十六条の二十九 法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付した場合における次の各号に掲げる文書（法第百三条の二第四項の規定により法第百三条第一項から第四項までの規定によりした処分とみなされるものに係る文書を含む。）の保存期間は、法第七十六条第二項又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収（次項及び第八十八条の十七において単に「撤収」という。）の日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算して十年が経過するまでの間とする。 一五（略） 2（略） （準用） 第八十六条の三十 第八十六条の六から第八十六条の八まで、第八十六条の九第一項、第八十六条の十三から第八十六条の十五まで、第八十六条の十七から第八十六条の十九まで、第八十六条の二十一から第八十六条の二十三まで及び第八十六条の二十六から第八十六条の二十九までの規定は、法第百三条の第二項又は第二項の規定により土地を使用し、又は立木等を移転し、若しくは処分する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十六条の六 第一項										読み替える規定
										読み替えられる字句
										読み替える字句
第八十六条の十 三（見出しを含む。）										
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十六条の六 第一項										読み替える規定
										読み替えられる字句
										読み替える字句
第八十六条の十 三（見出しを含む。）										
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

別表第二十二（第八十六条の二十五関係）

文書番号
発附年月日

(取扱物資の保管を命ぜられた者) 殿

都道府県知事
防衛大臣
方面總監等

取扱物資保管状況等報告要求書

自衛隊法（昭和29年法律第185号）第103条第14項の規定に基づき、次の事項について、下記のとおり報告を求める。

1 取扱物資の保管状況と当該状況を確認した年月日

2 保管状況と公用令書の記載事項との間の相違の有無及びその内容

3 前項の相違がある場合の理由

記

報 告 期 限	
備 考	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1 「報告期限」の欄には、報告を求める期限の年月日を記載する。

2 「備考」の欄には、必要に応じ、報告の方法、場所等、連絡先、公用令書の文書番号等を記載する。

なお、備考欄に書ききれない場合などにおいては、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤回（次項及び第八十八条の十七において単に「撤回」という。）の日

別表第二十二（第八十六条の二十五関係）

文書番号
発附年月日

(取扱物資の保管を命ぜられた者) 殿

都道府県知事
防衛大臣
方面總監等

取扱物資保管状況等報告要求書

自衛隊法（昭和29年法律第185号）第103条第14項の規定に基づき、次の事項について、下記のとおり報告を求める。

1 取扱物資の保管状況と当該状況を確認した年月日

2 保管状況と公用令書の記載事項との間の相違の有無及びその内容

3 前項の相違がある場合の理由

記

報 告 期 限	
備 考	

本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法第124条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。

注意事項

1 「報告期限」の欄には、報告を求める期限の年月日を記載する。

2 「備考」の欄には、必要に応じ、報告の方法、場所等、連絡先、公用令書の文書番号等を記載する。

なお、備考欄に書ききれない場合などにおいては、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤回（次項及び第八十八条の十七において単に「撤回」という。）の日

別表第二十三（第八十六条の二十六関係）

文書番号 発簡年月日	
施設、土地等の所在する場所の管理者 取扱物資を保管させる場所の管理者	
立入検査を行う職員 所 属 官 職 氏 名	
立 入 検 査 実 施 通 知 書	
第103条第13項 自衛隊法（昭和29年法律第185号）第103条第14項 第103条の2第3項において準用する同法第103条第13項	
の規定により立入検査を次のとおり行うので、	
自衛隊法 第103条第15項 第103条の2第3項において準用する同法第103条第15項 の規定に基づき、通知す る。	
検 査 日 時	
検 査 場 所	
検 査 事 項	
連 絡 先	
備 考	
本件について、立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、自衛隊法第123条の規定により、 20万円以下の罰金に処せられます。	

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

（裏 面）

（報道府県知事 防衛大臣 方面總監等） 殿	
（取扱物資の保管を命ぜられた者）（直筆）	
取扱物資保管状況等報告	
標記について、下記のとおり報告する。	
記	
取扱物資の保管状況	
確認した年月日	
記載事項との間の 相違の有無及び内容	
相 違 の 理 由	
本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法（昭和29年法律第185号）第123条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。	
注意事項	
1 「取扱物資の保管状況」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について、良好、不良その他の具体的な保管状況を記載（報告）する。（例えば、「（物資を記入）の（物資を記入）の台が不良（故障）」、「（物資を記入）の（物資を記入）の（数量を記入）はすべて不良」） 2 「確認した年月日」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について確認した年月日を記載（報告）する。（例えば、「 年 月 日」） 3 「記載事項との間の相違の有無及び内容」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が無い場合には「無し」と記載（報告）し、相違がある場合には「有」とし、その具体的な相違の内容を記載（報告）する。（例えば、「有（（物資を記入）の（数量を記入）減）」） 4 「相違の理由」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違がある場合には、相違した具体的な理由を記載（報告）し、相違が無い場合には、空欄とし、又は斜線を引く。 なお、記載する欄に書ききれない場合などにおいて、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。 注：1 取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、自衛隊法第124条の規定により、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられます。 2 報告は、裏面に必要事項を記載して提出する場合のほか、口頭又は電着若しくは電話によることができる。	

別表第二十三（第八十六条の二十六関係）

文書番号 発簡年月日	
施設、土地等の所在する場所の管理者 取扱物資を保管させる場所の管理者	
立入検査を行う職員 所 属 官 職 氏 名	
立 入 検 査 実 施 通 知 書	
第103条第13項 自衛隊法（昭和29年法律第185号）第103条第14項 第103条の2第3項において準用する同法第103条第13項	
の規定により立入検査を次のとおり行うので、	
自衛隊法 第103条第15項 第103条の2第3項において準用する同法第103条第15項 の規定に基づき、通知す る。	
検 査 日 時	
検 査 場 所	
検 査 事 項	
連 絡 先	
備 考	
本件について、立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、自衛隊法第124条の規定により、 20万円以下の罰金に処せられます。	

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

（裏 面）

（報道府県知事 防衛大臣 方面總監等） 殿	
（取扱物資の保管を命ぜられた者）（直筆）	
取扱物資保管状況等報告	
標記について、下記のとおり報告する。	
記	
取扱物資の保管状況	
確認した年月日	
記載事項との間の 相違の有無及び内容	
相 違 の 理 由	
本件について、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、自衛隊法（昭和29年法律第185号）第124条の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。	
注意事項	
1 「取扱物資の保管状況」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について、良好、不良その他の具体的な保管状況を記載（報告）する。（例えば、「（物資を記入）の（物資を記入）の台が不良（故障）」、「（物資を記入）の（物資を記入）の（数量を記入）はすべて不良」） 2 「確認した年月日」の欄には、命ぜられた取扱物資の保管状況について確認した年月日を記載（報告）する。（例えば、「 年 月 日」） 3 「記載事項との間の相違の有無及び内容」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違が無い場合には「無し」と記載（報告）し、相違がある場合には「有」とし、その具体的な相違の内容を記載（報告）する。（例えば、「有（（物資を記入）の（数量を記入）減）」） 4 「相違の理由」の欄には、公用令書の記載事項との間の相違がある場合には、相違した具体的な理由を記載（報告）し、相違が無い場合には、空欄とし、又は斜線を引く。 なお、記載する欄に書ききれない場合などにおいて、必要事項を記載した別紙を添付し、又は当該保管を命じた公用令書の写しを添付することができる。 注：1 取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、自衛隊法第125条の規定により、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられます。 2 報告は、裏面に必要事項を記載して提出する場合のほか、口頭又は電着若しくは電話によることができる。	

○ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則（平成十六年内閣府令第七十五号）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則 （特定合衆国軍隊の行為に伴う損失の補償の申請） 第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十四条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。 2 （略） （公用令書及び公用取消令書の様式） 第二条 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令二百七十八号。次条において「令」という。）第一条において準用する自衛隊法施行令第百三十六条第三項に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第二号から別記様式第四号まで及び別記様式第五号のとおりとする。	武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則 （合衆国軍隊の行為に伴う損失の補償の申請） 第一条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十四条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。 2 （略） （公用令書及び公用取消令書の様式） 第二条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（次条において「令」という。）第一条において準用する自衛隊法施行令第百三十六条第三項に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第二号から別記様式第四号まで及び別記様式第五号のとおりとする。

別記様式第二号（第二条関係）

第	号	公	用	令	書
(土地・家屋の使用)					
住 氏 所 名					
(法人については、その名称)					
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第1項の規定に基づき、次のとおり土地家屋を使用する。					
年 月 日					
処分者					
印					
種	類				
範	囲				
所在する場所					
使用する期間					
使用する理由					
備 考					

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二号（第二条関係）

第	号	公	用	令	書
(土地・家屋の使用)					
住 氏 所 名					
(法人については、その名称)					
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第1項の規定に基づき、次のとおり土地家屋を使用する。					
年 月 日					
処分者					
印					
種	類				
範	囲				
所在する場所					
使用する期間					
使用する理由					
備 考					

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第三号（第二条関係）

第号公用令書 （立木等の移転・処分） 住 所 氏 名 （法人については、その名称） <u>武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第2項の規定に基づき、次のとおり立木等を移転する。</u> 処分 年 月 日 処分者 ㊞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">立木等の種類・数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 す る 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移 転 ・ 処 分 の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移 転 ・ 処 分 す る 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	立木等の種類・数量		所 在 す る 場 所		移 転 ・ 処 分 の 内 容		移 転 ・ 処 分 す る 理 由		備 考	
立木等の種類・数量										
所 在 す る 場 所										
移 転 ・ 処 分 の 内 容										
移 転 ・ 処 分 す る 理 由										
備 考										

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第三号（第二条関係）

第号公用令書 （立木等の移転・処分） 住 所 氏 名 （法人については、その名称） <u>武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第2項の規定に基づき、次のとおり立木等を移転する。</u> 処分 年 月 日 処分者 ㊞ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">立木等の種類・数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所 在 す る 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移 転 ・ 処 分 の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移 転 ・ 処 分 す る 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	立木等の種類・数量		所 在 す る 場 所		移 転 ・ 処 分 の 内 容		移 転 ・ 処 分 す る 理 由		備 考	
立木等の種類・数量										
所 在 す る 場 所										
移 転 ・ 処 分 の 内 容										
移 転 ・ 処 分 す る 理 由										
備 考										

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第四号（第二条関係）

第	号	公	用	令	書
（家屋の形状変更） 住 所 氏 名 （法人については、その名称）					
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が 実施する措置に関する法律第15条第3項の規定に基づき、次のとおり家屋の形状を変更する。					
年 月 日					
処分者					⑨
所 在 する 場 所					
形 状 変 更 の 内 容					
形 状 変 更 す る 理 由					
備 考					

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第四号（第二条関係）

第	号	公	用	令	書
（家屋の形状変更） 住 所 氏 名 （法人については、その名称）					
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する 法律第15条第3項の規定に基づき、次のとおり家屋の形状を変更する。					
年 月 日					
処分者					⑨
所 在 する 場 所					
形 状 変 更 の 内 容					
形 状 変 更 す る 理 由					
備 考					

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第五号（第二条関係）

第	号	公 用 取 消 令 書
		住 所 氏 名 (法人については、その名称)
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が <u>第15条第1項</u> 実施する措置に関する法律第15条第2項の規定に基づく公用令書（第 号（ 年 月 日） <u>第15条第3項</u> ）に係る処分を次のとおり取り消したので、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメ リカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令第1条において 読み替えて準用する自衛隊法施行令第135条の規定により、これを交付する。		
年 月 日		処分者 ㊟
取り消した処分の内容		
備	考	

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第五号（第二条関係）

第	号	公 用 取 消 令 書
		住 所 氏 名 (法人については、その名称)
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関す <u>第15条第1項</u> る法律第15条第2項の規定に基づく公用令書（第 号（ 年 月 日））に係る処分を次の <u>第15条第3項</u> とおり取り消したので、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国 が実施する措置に関する法律施行令第1条において読み替えて準用する自衛隊法施行令第13 5条の規定により、これを交付する。		
年 月 日		処分者 ㊟
取り消した処分の内容		
備	考	

備考：用紙は、日本工業規格A列4番とする。

○ 外国軍用品審判規則（平成十六年内閣府令第九十八号）（第四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（出航禁止命令書） 第一条 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。以下「法」という。）<u>第四十条第一項（法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき船舶（法第二条第四号に規定する船舶をいう。以下同じ。）の出航を禁止する場合は、当該船舶の船長等（同条第五号に規定する船長等をいう。次項第一号及び第四条において同じ。）に対し出航禁止命令書を交付して、これを行わなければならない。</u> 2 （略）	（出航禁止命令書） 第一条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（以下「法」という。）<u>第四十条第一項（法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき船舶（法第二条第四号に規定する船舶をいう。以下同じ。）の出航を禁止する場合は、当該船舶の船長等（同条第五号に規定する船長等をいう。次項第一号及び第四条において同じ。）に対し出航禁止命令書を交付して、これを行わなければならない。</u> 2 （略）

○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第九号）（第五条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則

別記様式第一号（第四条関係）

日本国自衛隊	番 号 年 月 日
--------	--------------

判 断 通 知 書

威 威

あなたに対し、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第八条第一項の規定により確認した結果捕虜対象者に該当しないと判断したので、同法第九条第一項の規定により通知します。

理 由

上記の判断に同意するときは放免されます。それ以外の場合、捕虜資格認定官による捕虜対象者に該当するかどうかの認定を受けることができます。

自衛隊

指定部隊長（識別符号）

現 行

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則

別記様式第一号（第四条関係）

日本国自衛隊	番 号 年 月 日
--------	--------------

判 断 通 知 書

威 威

あなたに対し、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第八条第一項の規定により確認した結果捕虜対象者に該当しないと判断したので、同法第九条第一項の規定により通知します。

理 由

上記の判断に同意するときは放免されます。それ以外の場合、捕虜資格認定官による捕虜対象者に該当するかどうかの認定を受けることができます。

自衛隊

指定部隊長（識別符号）

別記様式第三号（第八条関係）

日本国自衛隊	番 号 年 月 日
--------	--------------

呼 出 通 知 書

威

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十一条第二項の規定により、下記のとおりあなたに参考人として尋ねたいことがありますので、出頭して下さい。出頭の際は、この通知書を持参して下さい。

1 参 考 人

氏 名 _____ (男・女)

国 籍 _____

住 所 _____

2 出頭を求める日時及び場所

_____ 年 月 日 時 _____

3 出頭を求める理由

自衛隊
抑留資格認定官

印

注 本文の文字は縦書きで印刷して使用すること。

別記様式第二号（第五条関係）

受付番号 受付年月日

判 断 同 意 書

自衛隊
指定部隊長 殿

私は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第九条第一項の規定により通知された抑留対象者に該当しない旨の判断に同意します。

年 月 日

(本人) _____ (署名)

別記様式第三号（第八条関係）

日本国自衛隊	番 号 年 月 日
--------	--------------

呼 出 通 知 書

威

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十一条第二項の規定により、下記のとおりあなたに参考人として尋ねたいことがありますので、出頭して下さい。出頭の際は、この通知書を持参して下さい。

1 参 考 人

氏 名 _____ (男・女)

国 籍 _____

住 所 _____

2 出頭を求める日時及び場所

_____ 年 月 日 時 _____

3 出頭を求める理由

自衛隊
抑留資格認定官

印

注 本文の文字は縦書きで印刷して使用すること。

別記様式第二号（第五条関係）

受付番号 受付年月日

判 断 同 意 書

自衛隊
指定部隊長 殿

私は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第九条第一項の規定により通知された抑留対象者に該当しない旨の判断に同意します。

年 月 日

(本人) _____ (署名)

番 号	
年 月 日	
抑 留 資 格 認 定 書	
氏 名	_____ (男・女)
階 級 等	_____
生 年 月 日	_____ 年 月 日
身分証明書番号等	_____
拘 束 日 時	_____ 年 月 日 時 頃
拘 束 場 所	_____
武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律 （第六条第二項 第九条第四項）の規定により引渡しを受けた上記被拘束者について、 下記のとおり認定する。 認 定 要 旨 1 認定結果 2 拘留の必要性の判定 3 座換 4 参考事項 自衛隊 抑留資格認定官 _____ 印	

注 平素の文字は簡潔で読み易くすること。

番 号	
年 月 日	
日本国自衛隊	
抑留資格認定事項照会書	
威 抑留資格認定官 _____ 印	
抑留資格認定のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十一 条第四項の規定により照会します。 記 照 会 事 項	

番 号	
年 月 日	
抑 留 資 格 認 定 書	
氏 名	_____ (男・女)
階 級 等	_____
生 年 月 日	_____ 年 月 日
身分証明書番号等	_____
拘 束 日 時	_____ 年 月 日 時 頃
拘 束 場 所	_____
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律 （第六条第二項 第九条第四項） の規定により引渡しを受けた上記被拘束者について、下記のとおり認 定する。 認 定 要 旨 1 認定結果 2 拘留の必要性の判定 3 座換 4 参考事項 自衛隊 抑留資格認定官 _____ 印	

注 平素の文字は簡潔で読み易くすること。

番 号	
年 月 日	
日本国自衛隊	
抑留資格認定事項照会書	
威 抑留資格認定官 _____ 印	
抑留資格認定のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、 <u>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十一条第四項の規定に</u> より照会します。 記 照 会 事 項	

別記様式第八号（第十三条関係）

日本国自衛隊	番 号 年月日
抑留資格認定通知書(乙)	
殿	
あなたに対し下記のとおり〔 <u>認定</u> 〕したので、武力攻撃事態 〔 <u>認定及び判定</u> 〕	
及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十六条〔 <u>第</u> 〔 <u>第一</u> 〕 〔 <u>三</u> 〕〕の規定により通知します。	
要 旨	
上記の〔 <u>認定</u> 〕に不服があるときは、抑留令書が示された 〔 <u>認定又は判定</u> 〕	
日の翌日から起算して六十日以内に、本隊又は捕虜収容所長へ、氏名 及び生年月日、不服の趣旨及び理由、抑留令書が示された年月日並 びに不服申立てを行う年月日を記載した書面を提出し又はこれらの事 項を口頭で述べるにより、捕虜資格認定等審査会に対し資格認定 審査請求をすることができます。	
自衛隊	抑留資格認定官 _____ 印

※ 下線の文字は黒紙で強調して使用すること。

別記様式第七号（第十三条関係）

日本国自衛隊	番 号 年月日
抑留資格認定通知書(甲)	
殿	
あなたに対し下記のとおり〔 <u>認定</u> 〕したので、武力攻撃事態 〔 <u>認定及び判定</u> 〕	
及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律〔 <u>第十三条第</u> 〔 <u>第十六条第</u> 〕 〔 <u>三</u> 〕〕の規定により通知します。	
要 旨	
上記の〔 <u>認定</u> 〕に不服があるときは、この通知を受けた時 〔 <u>認定又は判定</u> 〕	
から二十四時間以内に、本隊へ不服の理由、氏名及び生年月日、本通 知を受けた年月日時並びに申立てを行う年月日を記載した書面を提出 して、捕虜資格認定等審査会に対し資格認定審査請求をすることがで きます。	
なお、資格認定審査請求をしたときは、捕虜資格認定等審査会によ る議決があるまでの間、捕虜収容所に収容されます。	
自衛隊	抑留資格認定官 _____ 印
通知日時： 年 月 日 時 分	

※1 下線の文字は黒紙で強調して使用すること。
※2 本通知書を捕虜収容所に交付する際、通知日時を記入すること。

別記様式第八号（第十三条関係）

日本国自衛隊	番 号 年月日
抑留資格認定通知書(乙)	
殿	
あなたに対し下記のとおり〔 <u>認定</u> 〕したので、武力攻撃事態 〔 <u>認定及び判定</u> 〕	
における捕虜等の取扱いに関する法律第十六条〔 <u>第一項</u> 〕 〔 <u>第三項</u> 〕の規定によ り通知します。	
要 旨	
上記の〔 <u>認定</u> 〕に不服があるときは、抑留令書が示された 〔 <u>認定又は判定</u> 〕	
日の翌日から起算して六十日以内に、本隊又は捕虜収容所長へ、氏名 及び生年月日、不服の趣旨及び理由、抑留令書が示された年月日並 びに不服申立てを行う年月日を記載した書面を提出し又はこれらの事 項を口頭で述べるにより、捕虜資格認定等審査会に対し資格認定 審査請求をすることができます。	
自衛隊	抑留資格認定官 _____ 印

※ 下線の文字は黒紙で強調して使用すること。

別記様式第七号（第十三条関係）

日本国自衛隊	番 号 年月日
抑留資格認定通知書(甲)	
殿	
あなたに対し下記のとおり〔 <u>認定</u> 〕したので、武力攻撃事態 〔 <u>認定及び判定</u> 〕	
における捕虜等の取扱いに関する法律〔 <u>第十三条第一項</u> 〕 〔 <u>第十六条第三項</u> 〕の規定によ り通知します。	
要 旨	
上記の〔 <u>認定</u> 〕に不服があるときは、この通知を受けた時 〔 <u>認定又は判定</u> 〕	
から二十四時間以内に、本隊へ不服の理由、氏名及び生年月日、本通 知を受けた年月日時並びに申立てを行う年月日を記載した書面を提出 して、捕虜資格認定等審査会に対し資格認定審査請求をすることがで きます。	
なお、資格認定審査請求をしたときは、捕虜資格認定等審査会によ る議決があるまでの間、捕虜収容所に収容されます。	
自衛隊	抑留資格認定官 _____ 印
通知日時： 年 月 日 時 分	

※1 下線の文字は黒紙で強調して使用すること。
※2 本通知書を捕虜収容所に交付する際、通知日時を記入すること。

日本国自衛隊	番 号 年 月 日
放 免 書	
氏 名 _____ (男・女)	
階 級 等 _____	
生 年 月 日 _____ 年 月 日	
身分証明書番号等 _____	
拘 束 日 時 _____ 年 月 日 時 頃	
拘 束 場 所 _____	
武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法 第十三条第三項 第十七条第二項の規定により、下記のとおり放免したことを証 明します。 (1) 放免した日 _____ 年 月 日 (2) 放免の理由 _____ 自衛隊 拘留資格認定官 _____ 印	

注 下線の文字は黒筆で印刷して使用する。

	受付番号 受付年月日
認 定 等 同 意 書	
自衛隊 拘留資格認定官 殿	
私は、	
☐ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに 関する法律第十三条第一項の規定により通知された拘留対 象者に該当しない旨の認定	
☐ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに 関する法律第十六条第三項の規定により通知された拘留対 象者に該当する旨の認定及び拘留する必要がない旨の判定	
に同意します。	
年 月 日 (本人) _____ (署名)	

注 ☐ のいずれかが該当する箇所に「x」を記入すること。

日本国自衛隊	番 号 年 月 日
放 免 書	
氏 名 _____ (男・女)	
階 級 等 _____	
生 年 月 日 _____ 年 月 日	
身分証明書番号等 _____	
拘 束 日 時 _____ 年 月 日 時 頃	
拘 束 場 所 _____	
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律 第十三条第三項 第十七条第二項の規定により、下記のとおり放免したことを証明します。 (1) 放免した日 _____ 年 月 日 (2) 放免の理由 _____ 自衛隊 拘留資格認定官 _____ 印	

注 下線の文字は黒筆で印刷して使用する。

	受付番号 受付年月日
認 定 等 同 意 書	
自衛隊 拘留資格認定官 殿	
私は、	
☐ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十三 条第一項の規定により通知された拘留対象者に該当しない 旨の認定	
☐ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十六 条第三項の規定により通知された拘留対象者に該当する旨 の認定及び拘留する必要がない旨の判定	
に同意します。	
年 月 日 (本人) _____ (署名)	

注 ☐ のいずれかが該当する箇所に「x」を記入すること。

（裏）

執行経過			
年月日時 執行場所 執行者	年 月 日 時 分 認定補佐官 _____ 印		
年 月 日 収容場所 取扱者	年 月 日 _____ 印		
執行の終了	年月日 理 由	年 月 日	取扱者 _____ 印
備 考			

（表）

日本国自衛隊

番 号
年 月 日

仮 収 容 令 書

氏 名 _____ (男・女)
 生 年 月 日 _____ 年 月 日
 拘 束 日 時 _____ 年 月 日 時 頃
 拘 束 場 所 _____

上記の者を、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（第十五条第一項、第十七条第五項において準用する第十五条第一項）の規定により、仮に収容する。

自衛隊

拘留資格認定官 _____ 印

鑑 示

認定補佐官 _____ 印

注：不要の文字は横線で括弧して削除すること。

（裏）

執行経過			
年月日時 執行場所 執行者	年 月 日 時 分 認定補佐官 _____ 印		
年 月 日 収容場所 取扱者	年 月 日 _____ 印		
執行の終了	年月日 理 由	年 月 日	取扱者 _____ 印
備 考			

（表）

日本国自衛隊

番 号
年 月 日

仮 収 容 令 書

氏 名 _____ (男・女)
 生 年 月 日 _____ 年 月 日
 拘 束 日 時 _____ 年 月 日 時 頃
 拘 束 場 所 _____

上記の者を、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（第十五条第一項、第十七条第五項において準用する第十五条第一項）の規定により、仮に収容する。

自衛隊

拘留資格認定官 _____ 印

鑑 示

認定補佐官 _____ 印

注：不要の文字は横線で括弧して削除すること。

（裏）

執行経過			
年月日時 執行場所 執行者	年 月 日 時 分 認定補佐官 _____ 印		
年月日 収容場所 取扱者	年 月 日 _____ 印		
執行の終了	年月日 理由	年 月 日	取扱者 _____ 印
備考			

（表）

日本国自衛隊

番 号
年 月 日

抑 留 令 書

氏 名 _____ (男・女)
 階 級 等 _____
 生 年 月 日 _____ 年 月 日
 身分証明書番号等 _____
 拘 束 日 時 _____ 年 月 日 時 頃
 拘 束 場 所 _____
 抑 留 資 格 _____

上記の者を、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十六条第五項の規定により、抑留する。

自衛隊

抑留資格認定官 _____ 印

提 示

認定補佐官 _____ 印

注：不要の文字は斜線で抹消して使用する。

（裏）

執行経過			
年月日時 執行場所 執行者	年 月 日 時 分 認定補佐官 _____ 印		
年月日 収容場所 取扱者	年 月 日 _____ 印		
執行の終了	年月日 理由	年 月 日	取扱者 _____ 印
備考			

（表）

日本国自衛隊

番 号
年 月 日

抑 留 令 書

氏 名 _____ (男・女)
 階 級 等 _____
 生 年 月 日 _____ 年 月 日
 身分証明書番号等 _____
 拘 束 日 時 _____ 年 月 日 時 頃
 拘 束 場 所 _____
 抑 留 資 格 _____

上記の者を、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第十六条第五項の規定により、抑留する。

自衛隊

抑留資格認定官 _____ 印

提 示

認定補佐官 _____ 印

注：不要の文字は斜線で抹消して使用する。

別記様式第十四号（第十九条関係）

日本国自衛隊		番 号 年 月 日
送 還 令 書		
氏 名	_____ (男・女)	
階 級 等	_____	
生 年 月 日	_____ 年 月 日	
身分証明書番号等	_____	
国 籍	_____	
上記の者を、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百四十四条第二項の規定により、以下のとおり送還する。 (1) 送還理由 _____ (2) 送 還 地 _____ (3) 執行方法 _____ 自衛隊 _____ 捕虜収容所長 _____ 印		
執行経過	執行者	印

※ 右側の文字は横線で囲って使用すること。

別記様式第十三号（第十八条関係）

受付番号 受付年月日	
重傷病捕虜等送還同意書	
捕虜収容所長 殿	
私は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百三十九条第一項の規定により通知された送還対象重傷病者に該当する旨の認定に服し、同法の規定による送還に同意します。	
氏 名	_____ (男・女)
階 級 等	_____
生 年 月 日	_____ 年 月 日 (歳)
身分証明書番号等	_____
本 人	_____ (署名)

注：右側の文字は横線で囲って使用すること。

別記様式第十四号（第十九条関係）

日本国自衛隊		番 号 年 月 日
送 還 令 書		
氏 名	_____ (男・女)	
階 級 等	_____	
生 年 月 日	_____ 年 月 日	
身分証明書番号等	_____	
国 籍	_____	
上記の者を、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百四十四条第二項の規定により、以下のとおり送還する。 (1) 送還理由 _____ (2) 送 還 地 _____ (3) 執行方法 _____ 自衛隊 _____ 捕虜収容所長 _____ 印		
執行経過	執行者	印

※ 右側の文字は横線で囲って使用すること。

別記様式第十三号（第十八条関係）

受付番号 受付年月日	
重傷病捕虜等送還同意書	
捕虜収容所長 殿	
私は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百三十九条第一項の規定により通知された送還対象重傷病者に該当する旨の認定に服し、同法の規定による送還に同意します。	
氏 名	_____ (男・女)
階 級 等	_____
生 年 月 日	_____ 年 月 日 (歳)
身分証明書番号等	_____
本 人	_____ (署名)

注：右側の文字は横線で囲って使用すること。

○ 捕虜収容所処遇規則（平成十七年内閣府令第十号）（第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（目的） 第一条 この規則は、被収容者（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十四条第一項に規定する被収容者をいう。以下同じ。）の人道的かつ適正な処遇を行うことを目的とする。 （貸与又は支給する物品の基準） 第二十一条 法第五十八条第一項又は第二項の規定により貸与し、又は支給する物品の品目及び数量は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）又は存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。）に際して防衛大臣が定める基準に従い、捕虜収容所長が定めるものとする。 （基礎的給付金の額） 第三十四条 法第七十四条第一項第一号に規定する防衛省令で定める月額、第三条約第六十条に規定する俸給の前払の額を邦貨に換算した額を標準とし、給付対象捕虜等（法第七十三条第一項に規定する給付対象捕虜等をいう。以下同じ。）の地位、武力攻撃事態又は存立危機事態に際しての国民生活の実情等を勘案して、防衛大臣が定めるものとする。	（目的） 第一条 この規則は、被収容者（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項に規定する被収容者をいう。以下同じ。）の人道的かつ適正な処遇を行うことを目的とする。 （貸与又は支給する物品の基準） 第二十一条 法第五十八条第一項又は第二項の規定により貸与し、又は支給する物品の品目及び数量は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）に際して防衛大臣が定める基準に従い、捕虜収容所長が定めるものとする。 （基礎的給付金の額） 第三十四条 法第七十四条第一項第一号に規定する防衛省令で定める月額、第三条約第六十条に規定する俸給の前払の額を邦貨に換算した額を標準とし、給付対象捕虜等（法第七十三条第一項に規定する給付対象捕虜等をいう。以下同じ。）の地位、武力攻撃事態に際しての国民生活の実情等を勘案して、防衛大臣が定めるものとする。

(検査の基準)

第四十七条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して防衛大臣が定める基準に照らして、法第八十六条第一項第二号に該当するか否かを判断するものとする。

(電信以外の通信)

第五十一条 法第八十七条第一項に規定する防衛省令で定める電気通信役務を利用して行う通信及び当該通信に係る同項に規定する防衛省令に定める場合並びに当該通信に係る同条第二項に規定する防衛省令の定めは、武力攻撃事態又は存立危機事態の際に別に定める。

(検査の基準)

第四十七条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態に際して防衛大臣が定める基準に照らして、法第八十六条第一項第二号に該当するか否かを判断するものとする。

(電信以外の通信)

第五十一条 法第八十七条第一項に規定する防衛省令で定める電気通信役務を利用して行う通信及び当該通信に係る同項に規定する防衛省令に定める場合並びに当該通信に係る同条第二項に規定する防衛省令の定めは、武力攻撃事態の際に別に定める。

○ 捕虜資格認定審査規則（平成十七年内閣府令第十一号）（第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

（補正）

第一条 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。以下「法」という。）第百八条第一項の規定による補正の命令は、補正すべき内容を記載した書面を資格認定審査請求人（同条第二項に規定する資格認定審査請求人をいう。以下同じ。）に送付して行うものとする。

2
（略）

（補正）

第一条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（以下「法」という。）第百八条第一項の規定による補正の命令は、補正すべき内容を記載した書面を資格認定審査請求人（同条第二項に規定する資格認定審査請求人をいう。以下同じ。）に送付して行うものとする。

2
（略）

別記様式（第十五条関係）

（表）		番 号 年 月 日
日本国自衛隊		
抑 留 令 書		
氏 名	_____（男・女）	
階 級 等	_____	
生 年 月 日	_____年 ____月 ____日	
身分証明書番号等	_____	
拘 束 日 時	_____年 ____月 ____日 ____時 ____分	
拘 束 場 所	_____	
抑 留 資 格	_____	
上記の者を、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百八条の規定による捕虜資格認定等審査会の裁決により、拘留する。		
自衛隊		捕虜収容所長 _____ 印
提 示	執行担当官 _____ 印	

注：不要の文字は黒線で擦消して使用すること。

別記様式（第十五条関係）

（表）		番 号 年 月 日
日本国自衛隊		
抑 留 令 書		
氏 名	_____（男・女）	
階 級 等	_____	
生 年 月 日	_____年 ____月 ____日	
身分証明書番号等	_____	
拘 束 日 時	_____年 ____月 ____日 ____時 ____分	
拘 束 場 所	_____	
抑 留 資 格	_____	
上記の者を、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百八条の規定による捕虜資格認定等審査会の裁決により、拘留する。		
自衛隊		捕虜収容所長 _____ 印
提 示	執行担当官 _____ 印	

注：不要の文字は黒線で擦消して使用すること。

(裏)

執行経過			
年月日時 執行場所 執行者	年 月 日 時 分 執行担当官 _____ ㊟		
年 月 日 収容場所 取扱者	年 月 日 _____ ㊟		
執行の終了	年月日	年 月 日	取扱者 _____ ㊟
	理 由		
備 考	根拠裁決：		

備考 執行担当官は、法第二百一十一条第四項の規定により矯正施設長が指定した自衛官とする。

(裏)

執行経過			
年月日時 執行場所 執行者	年 月 日 時 分 執行担当官 _____ ㊟		
年 月 日 収容場所 取扱者	年 月 日 _____ ㊟		
執行の終了	年月日	年 月 日	取扱者 _____ ㊟
	理 由		
備 考	根拠裁決：		

備考 執行担当官は、法第二百一十一条第四項の規定により矯正施設長が指定した自衛官とする。